

定数削減と選挙制度改革についての自民党・公明党の合意

自由民主党と公明党とは、衆院議員の定数削減及び衆院選挙制度改革について、本日、以下のとおり合意する。

- 一、昨年 11 月 16 日に成立した緊急是正法（0 増 5 減）に基づき、本日、選挙区画定審議会から内閣総理大臣に対し、区割り改定案が勧告される。

衆議院小選挙区の 1 票の格差の違憲状態を解消するため、定数削減や選挙制度の抜本改革の課題とは切り離して、政府から提出される区割り改定のための公職選挙法改正法案を速やかに成立させる。

- 一、衆議院選挙制度に関して、昨年 11 月 14 日の党首討論の結果を踏まえ、同 16 日に民主、自民、公明の 3 党は、「衆議院議員の定数削減については、選挙制度の抜本的な見直しについて検討を行い、次期通常国会終了までに結論を得た上で必要な法改正を行うものとする」と合意した。同日、衆院は解散し、12 月 16 日の総選挙の結果、民主党政権から自公政権へと移行した。

以上のような経緯からは、先の 3 党合意を重く受け止めねばならず、今通常国会での定数削減の実現へ、全力で取り組む。

- 一、上記 3 党合意に基づく定数削減を今国会中に実現するためには、抜本的な衆院選挙制度改革を今後の課題と認識しつつも、現行の並立制の下で定数削減の案を検討することもやむを得ない。

一方で、現行選挙制度のもつ小選挙区の行き過ぎた民意の集約機能を是正し、より民意の反映を重視した制度に見直さねばならない。したがって、比例定数の削減で安易に定数削減しようとするのは、より民意を反映した選挙制度にすべしとの立場からは到底受け入れられない。

- 一、今国会中での定数削減を実現するためには、比例定数を削減するとともに、比例選挙制度を見直し、小選挙区の民意集約機能を緩和して、より民意を反映した比例制度とする自民党案（別紙）は、当面の措置として現実的であり、公明党も了承することとする。

但し、より民意を反映した衆院選挙制度の抜本改革については、今後も与党内及び各政党間で協議し結論を得ることを目指す。

2013年3月28日

自由民主党 幹事長

石破茂

自由民主党 選挙制度改革問題統括本部長

細田博之

公明党 幹事長

井上義久

公明党 政治改革本部長

北側一雄

衆議院選挙制度改革及び定数削減について

自由民主党
公明党
平成25年3月28日

1. 衆議院小選挙区の1票の較差等の違憲状態解消のため、区割り審議会から区割り改定案が勧告され次第、政府が提出する「区割り改定法案」（公選法改正法案）を早期に成立させるものとする。
2. 衆議院議員の定数削減については、比例定数を現行180から30削減するとともに、比例定数を大幅に削減しつつも、比例のもつ小選挙区による民意集約の緩和機能を向上させ、多様な民意を反映させることができるよう、比例制度の抜本的変更を行うものとする。

※ なお、今回の「定数30削減」は、明治22年（1889）の衆議院議員選挙法制定以来、最大の削減幅であり、また削減後の「総定数445」は、人口が現在の半分以下であった大正8年（1919）当時の総定数（464人）をも下回るものである。

3. 具体的な制度設計は、次のとおり。

- ① 現行11ブロックを、各ブロック人口が1,000万人以上となるよう8ブロックに再編する。つまり、北海道・東北、北陸信越・東海、中国・四国ブロックをそれぞれ1つのブロックに統合する。
- ② 比例定数150は、第1配分枠90、第2配分枠60とする。
- ③ 第1配分枠については、当該ブロックのすべての政党の得票数に応じドント方式で配分し、当選人を決定する。
- ④ 第2配分枠については、当該ブロックの得票数が比例第2位以下の政党に、得票数に応じドント方式で、③に追加して配分し、当選人を決定する。

ただし、各ブロックにおいて、得票数の少ない政党が、得票数の多い政党の議席数を超えることのないよう措置する。

以上

各ブロックの定数配分

ブロック	人口 (H22国調確定値)		定数180※ (H22国調確定値 による配分後)	定数150		
				90	60	90+60
北海道	5,506,419	14,842,055	8	11	7	18
東北	9,335,636		13			
北関東		14,180,077	20	10	7	17
南関東		16,127,695	23	11	7	18
東京		13,159,388	18	9	6	15
北陸信越	7,596,248	22,707,471	11	16	11	27
東海	15,111,223		21			
近畿		20,903,173	29	15	10	25
中国	7,563,428	11,540,710	11	8	5	13
四国	3,977,282		6			
九州		14,596,783	20	10	7	17
合計		128,057,352	180	90	60	150

※平成22年国勢調査人口に基づき、人口比例配分によりブロック別定数を試算すると、南関東・東京都ブロックで各1増、東北・九州ブロックで各1減の定数増減が生じる。